

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に備え付けてある空調服の用途、備付機関及び数量については、企業局長が別に定める。

○ 告 示

大分県告示第八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和四年三月一日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
牧齒科医院	野々下 志寿子	佐伯市中村南町五番六号	令 四・一・五
中浦循環器クリニック	医療法人中浦循環器クリニック	佐伯市向島二丁目二番一三号	令 四・二・一
平田診療所	医療法人平田診療所	中津市耶馬溪町大字平田一五一八番地の一	令 四・二・一
衛藤外科	医療法人大生会	杵築市大字大内字塩浜七六九五番一	令 四・二・一
聖心会臼杵循環器内科	医療法人聖心会臼杵循環器内科	臼杵市大字稲田字三石畝町七五九番地の一	令 四・二・一

医療法人桃田齒科医院

医療法人桃田齒科医院

別府市亀川浜田町四番一〇号

令 四・二・一

もみじ薬局

有会社直方メデイカルサービス

佐伯市中の島二丁目一四番二二三号

令 四・二・一

後藤薬局莊園店

有会社後藤薬局

別府市東莊園町一丁目一組

令 四・二・一

大分県告示第八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

令和四年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

休止年月日

W a s h 齒科医院

医療法人W a s h 齒科医院

中津市中央町一七一二四

令 三・一二・一

大分県告示第八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和四年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

廃止年月日

みょうばんクリニック

社会福祉法人農協共済別府リハビリテーション

別府市明礬五組の二

令 三・一二・三一

センター	山下雄二郎	日田市隈二丁目一―三六	令三・一二・三一
牧 雅保	佐伯市中村南町五番六号	令四・一・一	
有限会社くらうん薬局	別府市駅前町二一番一七号	令三・一二・一九	
みどり薬局	株式会社淡水	日田市隈二丁目一番三五号	令三・一二・三一

大分県告示第八十三号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和四年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令四・二・一五	映画	私を奴隷にして下さい	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	ピンク・ゾーン3 ダッチワイフ慕情	オーピー映画	
〃	〃	魔性尻 おまえが欲しい	オーピー映画	

大分県告示第八十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第一号の規定による令和三年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和四年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞	種畜証明書番号	名前	品種	検査成績
	3214499008	TW5489	その他	級外
	3214499009	TW7415	その他	級外

大分県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和四年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
城原井路土地改良区	竹田市	令四・二・一七

大分県告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和四年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
国東町土地改良区	国東市	令四・三・一

大分県告示第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

令和四年三月一日

大分県報（告示）

に知事に対し審査請求をすることができる。

令和四年三月一日

大分県知事

広瀬勝貞

貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営農村地域防災減災事業

放生溜池地区

令四・三・一から
令四・三・二二まで

大分市役所

大分県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

大分県知事

広瀬勝貞

貞

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

一般国道二一三号

国東市国東町東堅来字白砂九七番三
地先から
国東市国東町東堅来字塩屋二〇六番
一地先まで

前
後

メートル
八・八
八・八

メートル
三九・〇

県道山香国見線

国東市国見町赤根字中川原二二一五
番三から
国東市国見町赤根字宮ノ向二二三三
番三まで

前
後

メートル
二六・八
二六・八

メートル
一一七・一

県道豊後高

国東市安岐町山浦字向田三七八番三
から

前

メートル
二二・一
二二・一

メートル
七七・〇

田安岐線

国東市安岐町山浦字向田三七四番五
まで

後

二六・九
二一・二

七七・〇

大分県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

大分県知事

広瀬勝貞

貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道豊後高田安岐線

国東市安岐町山浦字向田三七八番三から
国東市安岐町山浦字向田三七四番五まで

令四・三・一

県道成仏杵築線

国東市安岐町矢川字原一五六八番一地先から
国東市安岐町矢川字知幸坊一六四三番一地先
まで

大分県告示第九十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定により、次のとおり大分港に係る港湾隣接地域に関する公聴会を開催する。

令和四年三月一日

大分県知事

広瀬勝貞

貞

一 港湾の名称

大分港

二 公聴会の日時

令和四年三月二十五日 十九時

三 公聴会の場所

大分市向原西一丁目四番二号

大分土木事務所 三階 大会議室

四 指定しようとする地域

1 指定区域

イ 基点一から基点四二までを順次直線で結んだ線及び最大高潮時の水際線により囲まれた区域

ロ 基点四三から基点四八までを順次直線で結んだ線及び基点四八と基点四三を直線で結んだ線により囲まれた区域

2 基点及び補助点の表示（世界測地系、角度の表示は方向角とする。）

基点一 大分県大分市大字西ノ洲九番地先（東経一三一度三七分一六秒、北緯三三度一五分三三秒）一号表示プラスチック杭

基点二 基点一から七二度二一分四〇秒三一〇・六一八メートル二号表示プラスチック杭

基点三 基点二から九度四一分二四秒四七二・〇七〇メートル三号表示^{びょう}鉄

基点四 基点三から三四二度二五分三六秒一三・六二九メートル四号表示プレート

基点五 基点四から七二度一七分一九秒一六〇・一七二メートル五号表示プレート

基点六 基点五から七二度二四分二五秒二二一・九三二メートル六号表示プレート

基点七 基点六から七二度二四分三二秒二五二・〇五四メートル七号表示プレート

基点八 基点七から七二度二三分〇三秒二五四・九七六メートル八号表示プレート

基点九 基点八から七二度二二分一六秒二五一・八四五メートル九号表示プレート

基点一〇 基点九から七二度二三分一五秒二五一・九四四メートル一〇号表示プレート

ト

基点一一 基点一〇から七二度二三分一三秒二五二・八七八メートル一一号表示プレート

ト

基点一二 基点一一から七二度二三分一四秒二五一・四九一メートル一二号表示プレート

ト

基点一三 基点一二から七二度二一分三五秒二五一・三〇四メートル一三号表示プレート

ト

基点一四 基点一三から七二度二一分二七秒二五一・五五四メートル一四号表示プレート

ト

基点一五 基点一四から七二度二二分二八秒二五〇・三九三メートル一五号表示プレート

ト

基点一六 基点一五から七二度二二分四四秒二二九・三三〇メートル一六号表示プレート

ト

基点一七 基点一六から七二度二〇分五五秒二八八・三八八メートル一七号表示プレート

ト

基点一八 基点一七から七二度二〇分二四秒一四二・二四七メートル一八号表示鉄

基点一九 基点一八から一六二度二六分〇一秒二八三・六一六メートル一九号表示鉄

基点二〇 基点一九から七二度一八分四五秒一一二・七一五メートル二〇号表示プラスチック杭

プラスチック杭

基点二一 基点二〇から一六二度二〇分四七秒三三一・四六七メートル二一号表示プラスチック杭

プラスチック杭

基点二二 基点二一から二五二度二二分五五秒二二・九九九メートル二二号表示鉄

基点二三 基点二二から一六二度二一分三六秒五〇・八〇六メートル二三号表示プラスチック杭

プラスチック杭

基点二四 基点二三から七二度二〇分三六秒一五・五〇五メートル二四号表示プラスチック杭

プラスチック杭

基点二五 基点二四から一六二度二〇分五一秒五七七・三一四メートル二五号表示鉄

基点二六 基点二五から二五二度二〇分五三秒一五・五二九メートル二六号表示鉄

基点二七 基点二六から一六二度二〇分五六秒五〇・〇〇〇メートル二七号表示鉄

基点二八 基点二七から七二度二〇分五七秒一五・五三〇メートル二八号表示鉄

基点二九 基点二八から一六二度二〇分五一秒五五四・七六一メートル二九号表示鉄

基点三〇 基点二九から七一度〇三分五〇秒二〇四・五三八メートル三〇号表示鉄

基点三一 基点三〇から一度〇七分一四秒一七・〇三二メートル三一号表示鉄

基点三二 基点三一から二五一度〇八分五三秒一六四・四〇七メートル三二号表示鉄

基点三三 基点三二から三四二度一六分一五秒七七・六五一メートル三三号表示鉄

基点三四 基点三三から二五〇度四三分三三秒一八・七六二メートル三四号表示鉄

基点三五 基点三四から三四二度二〇分五七秒四八二・七〇九メートル三五号表示鉄

基点三六 基点三五から三四二度二〇分五七秒一〇一七・九三九メートル三六号表示鉄

鉄

基点三七 基点三六から二五二度二一分三七秒九七・四二三メートル三七号表示鉄

基点三八 基点三七から三四二度二五分五九秒二五四・〇二七メートル三八号表示プレート

プレート

基点三九 基点三八から七二度二〇分二五秒七三・一三三メートル三九号表示プレート

ト

基点四〇 基点三九から七七度五八分五七秒四・〇九七メートル四〇号表示プレート

基点四一 基点四〇から一九度三四分一六秒五〇・六〇三メートル四一号表示プレート

基点四二 基点四一から七一度〇八分一五秒八・八五六メートル四二号表示プレート

基点四三 大分県大分市原川三丁目地先（東経一三一度四〇分〇八秒、北緯三三度一五分三〇秒）四三号表示プレート

基点四四 基点四三から一九二度五七分五一秒一五・五五七メートル四四号表示鋸

基点四五 基点四四から七〇度三〇分〇五秒一一六・八六九メートル四五号表示鋸

基点四六 基点四五から一九度三二分四一秒三・三七三メートル四六号表示鋸

基点四七 基点四六から七三度五一分五一秒二九・一九九メートル四七号表示プレート

基点四八 基点四七から三四一度三八分二七秒一七・四四〇メートル四八号表示プラ

スチック杭

○公 告

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条第一号の規定により、次のとおり令和四年度随時（随時実施する二級、三級及び基礎級）技能検定を実施する。

令和四年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随時実施する等級別検定職種

1 二級

鍛造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プレス型鍛造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プレス型鍛造作業に限る。）、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業に限る。）、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業に限る。）、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金施工法及びダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金作業及びダクト板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受

検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業に限る。）、めっき（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めっき作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めっき作業に限る。）、仕上げ（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ法及び機械組立仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び開閉制御器具組立法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び開閉制御器具組立法作業に限る。）、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服装製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服装製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服装製造作業に限る。）、紳士服装製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、紳士既製服装製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、紳士既製服装製造作業に限る。）、帆布製品製造、家具製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に限る。）、紙器・段ボール箱製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、段ボール箱製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、段ボール箱製造作業に限る。）、印刷、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形法、射出成形法及びブロー成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形法、射出成形法及びブロー成形法に限る。）、強化プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、積層成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、積層成形作業に限る。）、石材施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り作業に限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法及びプラント配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業及びプラント配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鉄筋組立て作業に限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーリング防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーリング防水工事作業に限

る。)、内装仕上げ施工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及びカーテン施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業に限る。)、表装(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、壁装施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、壁装作業に限る。)、塗装(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法、金属塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。)、及び工業包装

注 随時実施する二級の検定試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第五十七号)第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)以下「旧規則」という。)第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとす

2 三級

鍛造(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プレス型鍛造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プレス型鍛造作業に限る。)、機械加工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。)、金属プレス加工、鉄工、建築板金(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金施工法及びダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金作業及びダクト板金作業に限る。)、工場板金(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業に限る。)、めつき(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業に限る。)、仕上げ(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ法及び機械組立仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。)、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び開閉制御器具組立法に、実技試

験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御器具組立て作業に限る。)、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、家具製作、紙器・段ボール箱製造(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、段ボール箱製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、段ボール箱製造作業に限る。)、印刷、プラスチック成形(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形法、射出成形法及びブロー成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形作業、射出成形作業及びブロー成形作業に限る。)、強化プラスチック成形、石材施工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り作業に限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法及びプラント配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業及びプラント配管作業に限る。)、型枠施工、鉄筋施工(実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鉄筋組立て作業に限る。)、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及びカーテン施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業に限る。)、表装、塗装(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法、金属塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。)、及び工業包装

注 随時実施する三級の検定試験については、当該職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

3 基礎級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コン

クリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

注 随時実施する基礎級の検定試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法
実技試験及び学科試験によって行う。

三 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 手数料

随時実施する二級、三級及び基礎級の手数料は、一八、二〇〇円とする。

(二) 実施期日

令和四年四月一日（金）から令和五年三月三十一日（金）までの間で、大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

(四) 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 手数料

手数料は、三、一〇〇円とする。

(二) 実施期日

令和四年四月一日（金）から令和五年三月三十一日（金）までの間で、大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(二) パスポート又は在留カードの写し

(三) 受検する技能検定試験の低位等級の技能検定試験に合格したことを証するものの写

し（二級を受検する場合は、実技試験の一部合格通知の写しでも可。）

2 提出先

大分市大字下宗方字古川千三十五番地一

大分県職業能力開発協会

電話（〇九七）五四二―三六五一

3 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙は、大分県職業能力開発協会で作付する。

なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を記入し、一四〇円切手を貼ったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付すること。

六 合格者の発表等

1 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、本人宛て書面で通知する。

2 技能検定合格証書の交付

随時実施する二級、三級及び基礎級の技能検定合格者に、大分県知事から交付する。

七 その他

随時技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。したがって、随時実施する二級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。随時実施する三級の試験については、当該職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。随時実施する基礎二級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。随時実施する基礎級の検定試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。なお、不明な点については、大分県商工観光労働部雇用労働政策課又は

大分県職業能力開発協会に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条第一号の規定により、次のとおり令和四年度前期技能検定を実施する。

令和四年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 実施する等級別検定職種は、次の表に掲げるとおりとする。

等級		検定職種
一級 及び 二級	園芸装飾 造園 機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法
	放電加工	数値制御彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法
	鉄工	製缶作業法 構造物鉄工作業法
	建築板金	内外装板金施工法 ダクト板金施工法
	仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法
	電子機器組立て	配電盤・制御盤組立て法
	電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法
		普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 マシニングセンタ作業
		数値制御彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業
		製缶作業 構造物鉄工作業
		内外装板金作業 ダクト板金作業
		治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
		配電盤・制御盤組立て作業

光学機器製造	光学ガラス研磨法	光学ガラス研磨作業
建設機械整備		
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作法	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
印刷		
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
強化プラスチック成形	積層成形法	手積み積層成形作業
石材施工	石張り施工法 石積み施工法	石張り作業 石積み作業
とび		
左官		
築炉		
ブロック建築		
タイル張り		
畳製作		
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工法 アクリルゴム系塗膜防水施工法 シーリング防水施工法 改質アスファルトシート常温粘着工法 FRP防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 FRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法 鋼製下地施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業

令和四年三月一日

大分県報（公告）

二 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。	単一 等級	塗料調色	路面標示施工	フラワー装飾	とび	建築大工	電子機器組立て	機械検査	仕上げ	機械加工	造園	園芸装飾	フラワー装飾	塗装	表装	化学分析	サッシ施工	熱絶縁施工	
			溶融ペイントハンドマーカ―施工法						機械組立仕上げ法	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法					建築塗装法 金属塗装法	壁装施工法			保温保冷施工法
		溶融ペイントハンドマーカ―工事作業							機械組立仕上げ作業	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業				建築塗装作業 金属塗装作業	壁装作業			保温保冷工事作業	鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 化粧フィルム工事作業

三 技能検定の手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 手数料

一級、二級、三級及び単一等級の手数料は、一八、二〇〇円とする。

ただし、次のイからニまでに該当する者の手数料は、次に掲げるとおりとする。

- イ 実技試験の二級又は三級を受けようとする者（在職中の者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者をいう。）に限る。）であつて当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において二十五歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）に係る手数料は、九、二〇〇円とする。
- ロ 実技試験の三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下この号において「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。）に係る手数料は、一二、一〇〇円とする。

ハ イ及びロのいずれにも該当する者に係る手数料は、三、一〇〇円とする。

ニ 実技試験を受けようとする在校生（ロに規定する在校生をいう。）（当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において二十五歳に達していない者に限り、イ及びハに該当する者並びに出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）の当該試験に係る手数料は、イからハまでの規定にかかわらず、二級の試験を受けようとする者にあつては九、二〇〇円と、三級の試験を受けようとする者にあつては三、一〇〇円とする。

注 なお、手数料の金額は、大分県議会議令令和四年第一回定例会に提案している金額であり、議決の結果次第では変更となる場合がある。

<p>(二) 実施期日 令和四年六月七日(火) から同年九月十一日(日) までの間で大分県職業能力開発協会が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施場所 大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。</p> <p>(四) 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和四年五月三十一日(火) に、大分県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。</p> <p>2 学科試験</p> <p>(一) 手数料 手数料は、三、一〇〇円とする。</p> <p>(二) 実施期日 検定職種ごとに次の表に掲げるとおりとする。 ただし、一の表において、選択科目を掲げるものにあつては、当該選択科目に係る学科試験に限る。</p>	<p>(二) 実施期日 令和四年七月十日(日)</p>	<p>単一等級 路面標示施工、塗料調色</p> <p>(三) 実施場所 大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。</p> <p>四 受検申請の手続</p> <p>1 提出書類</p> <p>(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)</p> <p>(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面</p> <p>2 提出先 大分市大字下宗方字古川千三十五番地一 大分県職業能力開発協会 電話(〇九七) 五四二―三六五一</p> <p>3 受付期間 令和四年四月四日(月) から同月十五日(金) まで。ただし、郵送による申請書は、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。</p> <p>4 受検申請に関する注意</p> <p>(一) 申請書の用紙及び受検案内は、大分県職業能力開発協会等で交付する。</p> <p>(二) 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。</p> <p>五 手数料の納付方法 実技試験及び学科試験の手料は、申請書に添えて納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。 なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り消し、又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。</p> <p>六 合格者の発表等</p> <p>1 技能検定合格者の発表 技能検定合格者の氏名は、三級職種については令和四年八月二十六日(金) に、一級、二級及び単一等級職種については同年九月三十日(金) に、大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに大分県のホームページに掲載し、本人宛て書面で通知する。</p> <p>2 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会</p>
<p>三級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、フラワー装飾</p>	<p>実施期日 令和四年八月二十一日(日)</p>	
<p>一級及び二級 造園、光学機器製造、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装</p>	<p>実施期日 令和四年八月二十八日(日)</p>	
<p>一級及び二級 機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工</p>	<p>実施期日 令和四年九月四日(日)</p>	
<p>一級及び二級 園芸装飾、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾</p>	<p>実施期日 令和四年三月一日</p>	<p>大分県報(公告)</p>

が、三級職種については令和四年八月二十六日（金）に、一級、二級及び単一等級職種については同年九月三十日（金）に、本人宛て書面で通知する。

3 技能検定合格証書等の交付

(一) 技能検定合格証書

一級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣から、二級及び三級の合格者には、大分県知事から交付する。

(二) 技能士章

一級の合格者には一級技能士章、単一等級の合格者には単一等級技能士章、二級の合格者には二級技能士章、三級の合格者には三級技能士章が、それぞれ厚生労働大臣から交付される。

七 その他

技能検定について不明な点は、大分県商工観光労働部雇用労働政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、清算法人国東町土地改良区（国東市）から、就任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和四年三月一日

大分県知事 広瀬 貞

氏名	住所
野木 辰美	国東市国東町浜五八一一番地
猪俣 利明	国東町岩戸寺一四三三番地
富松 敏司	国東町深江一八七〇番地六
門口 力	国東町大恩寺一八八〇番地二
岡野 辰造	国東町浜崎一〇二三番地
重末 洋治	国東町見地一四二一番地
岡 紀一	国東町横手一七四八番地
今富 正美	国東町北江八〇〇番地二

栗林 雅教	国東町安国寺二六〇一番地
後藤 博正	国東町小原一〇四四番地一
寺川 一好	国東町小原三八二五番地
清原 正義	国東町治郎丸一八六〇番地
深見 勇	国東町浜二一九一番地
法安 尚人	国東町見地二〇一六番地
鎌田 忠勝	国東町小原一三七九番地

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、次のとおり令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験を実施する。

令和四年三月一日

大分県知事 広瀬 貞

- 一 試験の期日及び時間
 - 1 学科の試験
 - 二級建築士試験 令和四年七月三日（日）
 - 木造建築士試験 令和四年七月二十四日（日）
 - 午前十時十分から午後五時二十分まで
- 2 設計製図の試験
 - 二級建築士試験 令和四年九月十一日（日）
 - 木造建築士試験 令和四年十月九日（日）
 - 午前十一時から午後四時まで
- 二 試験の場所
 - 二級建築士
 - 学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一
 - 設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一
 - 木造建築士
 - 学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一
 - 設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一一
- 三 受験申込手続

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。

1 受験申込受付期間及び受付時間

令和四年四月一日（金）から同月十四日（木）まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaetc.or.jp/>)

において、必要事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがあり、インターネットの利用が困難である場合等）は、令和四年四月六日（水）までにセンター本部に申し出ること。

四 合格者の発表

令和四年十二月一日（木）（予定）

なお、学科の試験については、二級建築士試験は令和四年八月二十三日（火）（予定）、木造建築士試験は同年九月六日（火）（予定）に発表する。

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、令和四年六月八日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて公表する。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、受付期間内にセンター本部にその旨を申し出ること。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年三月一日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 調達をする物品等の種類

第三期病院総合情報システム 一式

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七條の四第一項の規定に該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

令和四年三月一日

(三) 国税又は都道府県税を滞納している者

(四) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

(五) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(六) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（令和三年大分県告示第二百四十八号）第十条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

競争入札に参加することができる者は、基準日及び基準年度（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、大分県立病院長が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。

(一) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

(二) 技術者等要員の構成（基準日における入札参加資格の取得を希望する業務の実施に必要な要員の状況をいう。）

(三) セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の状況をいう。）

(四) その他大分県立病院長が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

大分県立病院の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県報（公告）

<p>大分県立病院情報システム管理室 〒八七〇―八五一― 大分市豊饒二丁目八番一号 電話 〇九七―五四六―七四〇七</p> <p>3 申請の時期 令和四年三月一日から同月十日まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間 資格を取得した日から令和五年三月三十一日までとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法 1 申請書の交付場所 三の2に同じ 2 インターネットによる入手 大分県立病院ホームページ https://hospital.pref.aita.jp/</p> <p>六 競争入札参加資格の取消し等 1 競争入札参加資格を有する者が次のいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は入札参加資格を停止した時から三年以内で大分県立病院長が定める期間、競争入札に参加させないものとする。 （一） 令第六十七条の四第二項（令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当すると判明した場合 （二） 二の1の（一）から（六）まで（四を除く。）に該当すると判明した場合 （三） 審査申請書、承継承認申請書、変更申請書又は変更届及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合 （四） 休業若しくは廃業の届出又は登録された開発業務の全てを取り下げる届出を行った場合 2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。</p> <p>~~~~~ 次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。 令和4年3月1日 大分県立病院長 佐藤 昌 司</p> <p>1 競争入札に付する事項</p>	<p>大分県報（公報）</p> <p>(1) 調達する物品等の種類 第3期病院総合情報システム 一式</p> <p>(2) 納入期限 令和5年3月31日</p> <p>(3) 納入場所 大分県立病院</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、(1)から(9)までに掲げる要件を満たしているもの限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。</p> <p>(3) セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させている者であること。</p> <p>(4) 官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であること。</p> <p>(5) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。</p> <p>(7) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p>
--	--

<p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク (9) 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 共同企業体協定書を締結していること。なお、共同企業体は、自主結成とする。</p> <p>イ 令和4年2月末時点で日本国内で400床以上の一般病床を有する病院において、病院総合情報システム（電子カルテ含む。）の稼働実績が複数施設あること。</p> <p>ウ 共同企業体の各構成員は、ISO9001の認証を取得している、又は取得見込であり、かつセキュリテイポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。</p> <p>エ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員で本件入札に参加していないこと。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和4年3月1日（火）から同月10日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手場所、提出先及び問合せ先</p> <p>大分県立病院情報システム管理室（大分県立病院3階） 〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号 電話 097-546-7407</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所</p> <p>3の(2)に同じ。</p> <p>(2) 日時</p> <p>令和4年3月1日（火）から同月8日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p>	<p>5 入札参加条件</p> <p>入札説明書に規定する参加資格確認申請書兼誓約書を令和4年3月10日（木）までに14に掲げる担当部局に提出し、確認を受けること。</p> <p>6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院情報システム管理室（大分県立病院3階）</p> <p>(2) 提出期限 令和4年4月14日（木）午前10時00分</p> <p>ただし、郵送の場合は、同月13日（水）午後5時までに必着のこと。</p> <p>8 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院3階講堂</p> <p>(2) 日 時 令和4年4月14日（木）午前10時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ちあっている場合は直ちにその場所で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>9 入札保証金に関する事項</p> <p>免除とする。</p> <p>10 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に大分県立病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>11 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p>
--	--

(2) 入札に関する条件に違反したもの

(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

12 入札説明書の交付

(1) 期間 令和4年3月1日(火)から同月8日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 大分県立病院情報システム管理室

13 落札者の決定の方法

(1) 別記「落札者決定基準」に示す各項目について、提案内容の評価に応じて上限の範囲内で加点し、技術評価点とする。

(2) 価格等評価点は、入札価格と保守費用を合算した金額の一番低い金額(以下「最低提案価格」という。)を提示した提案者に2,500点配分し、その他の提案者は次の式により算出する。
 価格等評価点 = 2,500点 × (最低提案価格 / その他の提案者の提案価格)

(3) 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、各評価項目の全てについて基準を満たし、かつ、技術評価点と価格等評価点の合計点が最も高いものを契約の相手方とする。

ア 有効な入札書を提出した者であること。

イ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者であること。

ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められたときは、その者を落札者としてせず、予定価格の範囲内の価格を入札した者のうち、合計点が次に高い者を落札者とする場合がある。

(4) 落札となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときの対応

ア 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格等評価点」とも異なる場合
 「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格等評価点」とも同じである場合
 「自由提案要件の得点が高い者」を落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格等評価点」とも同じであり、かつ「自由提案要件」の得点も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、こ

れに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 担当部局
 大分県立病院情報システム管理室
 〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号
 電話 097-546-7407

15 その他

(1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受け
 る。

(2) その他の詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased
 Article : Integrated Hospital Information System
 Quantity : 1set

(2) Delivery Period
 By 31, March, 2023

(3) Delivery Place
 Oita Prefectural Hospital

(4) Time limit for Tender
 10:00 am. 14, April, 2022

(5) Contact Office for Contract
 Information System Management Office
 Oita Prefectural Hospital
 2-8-1 Bunryou, Oita City 870-8511
 Tel 097-546-7407

別記 落札者決定基準

評価要素		配点	合計得点
A 技術評価点 (技術回答)	基本要件	2,000点	7,500点
		2,500点	
	採一式 提案要件	750点	
		750点	

	自由提案要件	1,500点	
B 価格等評価点	入札価格及び7年間の保守費用	2,500点	2,500点
C 総合評価点	A + B		10,000点

令和四年三月一日

大分県報（公告）